

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

平成30年12月21日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1800378号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1800094号

## 第1 結論

請求期間①について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のC社(現在は、D社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和46年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和63年8月1日から平成2年4月1日まで  
② 平成3年4月1日から同年9月1日まで

請求期間①については、A社(平成3年\*月\*日にB社に商号変更)に調理師見習いとして勤務しており、同社から月額12万円程度の給与が支払われていた。調査の上、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

請求期間②については、C社の正社員として勤務しており、同社から月額25万円程度の給与が支払われていた。調査の上、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 判断の理由

### 1 請求期間①について、請求者は、A社で働いていたと主張しているところ、雇用保険の加入記録によれば昭和63年8月1日から平成元年2月24日までの期間については、同社で勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録及び事業所番号等索引簿によれば、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成2年4月10日であり、同日より前の期間については、同社が厚生年金保険の適用事業所であった記録を確認することができない。

また、請求者は、請求期間①に係る給与明細書を保管していないことから給与からの厚生年金保険料の控除について確認することができず、事業主は適用事業所となる前の期間であり請求者の給与から厚生年金保険料を控除していなかったと陳述している。

さらに、請求者は、E市の回答によれば、請求者は請求期間①のうち昭和63年8月1日から平成元年11月7日までの期間については同市の国民健康保険の被保険者であったとされており、オンライン記録によれば、同日付けで請求者の父の健康保険の被扶養者として認定され

ていることが確認できる。

- 2 請求期間②について、請求者のことを記憶している同僚がいることから期間の特定はできないものの請求者がC社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、請求者のC社における雇用保険の加入記録は確認できず、D社は、当時の資料が残っておらずC社における請求者の勤務実態及び給与からの厚生年金保険料の控除は不明である旨回答している。

また、C社の請求期間②当時の社会保険事務担当者は、入社後1か月から2か月は日給月給の雑給者としての雇用であり、その後正社員として登用していた旨陳述している。

さらに、請求者は、請求期間②に係る給与明細書を保管しておらず、請求期間②にC社においてオンライン記録で厚生年金保険の被保険者記録がある当時の事業主を含む15名に対して照会を行い8名から回答が得られたが、請求者を記憶している同僚も含めていずれの者からも、請求者の請求期間における具体的な勤務実態や給与からの厚生年金保険料控除について回答は得られず、請求期間において、請求者が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認することができない。

- 3 このほか、請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。